



2025年3月1日

No.111「木材などを使用したボード Version2.5」、No.115「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品 Version2.7」の部分的な改定について

公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

No.111「木材などを使用したボード」、No.115「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品」では、製品に使用される塗料に含まれる有害物質に対する要件を設定している。基準項目は、同認定基準が制定された当時の No.126「塗料 Version1」の認定基準で規定のある物質のうち、重金属、および重金属化合物に該当する物質を引用しており、基準値以下、もしくは処方構成成分として添加していないことを求めている。

No.126「塗料 Version1」は、「Version2」への認定基準の見直しを実施されたが、引用元の記載に整合させる部分的が実施されていなかったため、改定を行う。また、併せて No.115「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品」の適用範囲等で記載される関連基準の Version の記載について、整合されていない箇所等の修正を行う部分改定を行う。

委員会用補足)2024年12月に公表した新ロゴへの変更に際し、認定基準書の書式変更を行う際に、点検を行い、不備が判明したもの。なお、同時に類型間での語句の統一(内容に関わらない部分)も行い、引用する基準書のバージョンは記載しないこととした。

2. 対象となる商品類型

- No.111「木材などを使用したボード Version2.5」
- No.115「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品 Version2.7」

3. 改定箇所 (変更箇所:赤字部分)

- No.111「木材などを使用したボード Version2.5」
※No.115(9)も同様

4-1. 環境に関する基準と証明方法

(8)製品に塗料を使用する場合は、~~エコマーク商品類型No.126「塗料 Version1.0」~~「4-1. 環境に関する共通認定基準」第(4)項のうち重金属および重金属化合物の基準 (別表 2 4-1.(8))に適合しているの重金属および重金属化合物を塗料の処方構成成分として添加していないこと。

別表 2 4-1.(8)に規定する化学物質

| 物質名 | 基準値 |
|----------------------|------------------------------|
| カドミウム 水銀 六価クロム | 合計0.1%以下 |
| 鉛 0.06%以下 | |
| ヒ素 | 処方構成成分として添加のないこと。 |
| アンチモン | 処方構成成分として添加のないこと。 |
| トリブチルスズ | 処方構成成分として添加のないこと。 |
| トリフェニルスズ | 処方構成成分として添加のないこと。 |

- No.115「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品 Version2.7」で引用している基準の Version に関する記載部分

2. 適用範囲

- A. 屋外用品
 - a. 土木建築用品：小丸太、集成材、合板など
 - b. エクステリア
- B. 屋内用品（床材、壁材などの内装材、ふすま枠、ドア、柱、梁、土台などの構造用材など）
- C. 生活・文化用品（玩具、楽器、スポーツ用具など）
- D. 梱包用材（品質保持上必要なもの。海産物（たらこ・いくらなど）の運搬用木箱、缶詰・ワインなどの梱包用木箱など）
- E. 木炭（竹炭も含む）
- F. 活性炭（調湿材、水質浄化材などを含む）
- G. その他業務用品（油処理用吸着おがくず、簡易トイレ用おがくず、木質パレットなど）
- H. 土壌改良資材（地力増進法第 11 条に基づき、政令で定める種類のものとする。本商品類型の対象としては、バーク堆肥および木炭）

（注 1）エコマーク商品類型 No.111「木材などを使用したボード ~~Version2.0~~」、No.123「~~再生材料を使用した建築用製品建築製品（内装工事関係用資材）~~」、No.112「文具製品 ~~Version1.0~~」、No.128「日用品 ~~Version1.0~~」、No.130「家具 ~~Version1.0~~」、「土木製品 ~~Version1.0~~」など、機能としての商品類型が設定されているものについては、該当商品類型で扱うこととし、本商品類型では対象としない。

（注 2）木質パレットは、No.121「リターナブル容器・包装資材」にて対象となる。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

(1)木質部の原料は、再・未利用木材および廃植物繊維の配合率が 100%であること。なお、低位利用木材のうち小径材において、用語の定義に示す a あるいは b に該当する場合は、別表 1 に示す森林認証に関する要求事項を満たしていること。

なお、No111.「木材などを使用したボード **Version2**」で認定されたボードを原料として使用することも認める。

4. 改定日： 2025 年 3 月 1 日